

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年2月22日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第2号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 給水装置工事 給水装置の新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更（以下「 <u>給水装置の軽微な変更</u> 」という。）を除く。）又は撤去の工事をいう。	(2) 給水装置工事 給水装置の新設、増設、改造、修繕（法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
(給水区域)	(給水区域)
第3条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業（藤井寺水道事業、泉南水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、阪南水道事業、 <u>豊能地域水道事業</u> 、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。）ごとに第2欄に掲げる給水区域とする。	第3条 水道事業の給水区域は、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業（藤井寺水道事業、泉南水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、阪南水道事業、 <u>豊能水道事業</u> 、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、太子水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業をいう。）ごとに第2欄に掲げる給水区域とする。
(給水装置の管理)	(給水装置の管理)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 保管者は、給水装置に異状があると認めるときは、直ちに企業長又は指定給水	3 保管者は、給水装置に異状があると認めるときは、直ちに企業長又は指定給水

装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

4～6 (略)

(加入金)

第36条 (略)

2 前項の加入金は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に納付することができる。

3 既納の加入金は、特別な場合を除くほか、還付しない。

4 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第48条 (略)

2 企業長は、給水を受ける者の給水装置が、企業長又は指定給水装置工事事業者

装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

4～6 (略)

(加入金)

第36条 (略)

2 田尻水道事業において企業長が必要があると認めるときは、田尻町の区域外での給水装置の新設又は増径の工事の申込者は、前項の加入金に代えて、別表第3に掲げる額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の特別加入金を納付しなければならない。

3 第1項の加入金又は前項の特別加入金は、給水装置の新設又は増径の工事の申込みの際に納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、申込み後に納付することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、千早赤阪水道事業において、工事等のため臨時に給水装置を新設するときは、当該給水装置の新設の工事の申込者は、30,000円を上限として企業長が定める額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を保証金として納付し、工事期間6月を限度として、臨時加入金10,000円に100分の110を乗じて得た額を精算納付しなければならない。

5 既納の加入金(第1項の加入金、第2項の特別加入金又は前項の臨時加入金をいう。以下同じ。)は、特別な場合を除くほか、還付しない。

6 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第48条 (略)

2 企業長は、給水を受ける者の給水装置が、企業長又は指定給水装置工事事業者

の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第12条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

別表第1（第26条関係）

- 1～5 （略）
- 6 豊能地域水道事業 （略）
- 7～13 （略）

別表第3（第36条関係）

- 1～5 （略）
- 6 豊能地域水道事業
 - (1) 豊能郡豊能町における吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域 （略）
 - (2) 豊能郡豊能町における従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域 （略）
 - (3) 豊能郡豊能町における従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域 （略）
 - (4) 豊能郡豊能町における従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域 （略）
 - (5) 豊能郡豊能町における従前の牧簡易水道事業の区域 （略）
 - (6) 豊能郡豊能町における従前の寺田特設水道事業の区域 （略）
 - (7) 豊能郡能勢町の区域

メーターの口径	金額	
	新設	増径
20ミリメートル以下	1,142,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
25ミリメートル	1,523,000	
30ミリメートル	3,428,000	
40ミリメートル	5,714,000	

の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第12条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

別表第1（第26条関係）

- 1～5 （略）
- 6 豊能水道事業 （略）
- 7～13 （略）

別表第3（第36条関係）

- 1～5 （略）
- 6 豊能水道事業
 - (1) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域 （略）
 - (2) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域 （略）
 - (3) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域 （略）
 - (4) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域 （略）
 - (5) 従前の牧簡易水道事業の区域 （略）
 - (6) 従前の寺田特設水道事業の区域 （略）

50ミリメートル	10,285,000
75ミリメートル	16,000,000

7・8 (略)

9 田尻水道事業

(略)

10～13 (略)

別表第4 (第43条関係)

1～5 (略)

6 豊能地域水道事業 (略)

7～13 (略)

7・8 (略)

9 田尻水道事業

(1) 加入金 (略)

(2) 特別加入金

メーターの口径	金額	
	新設	増径
13ミリメートル	円 250,000	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
20ミリメートル	500,000	
25ミリメートル	830,000	
40ミリメートル	2,500,000	
50ミリメートル	5,000,000	
75ミリメートル	16,000,000	
100ミリメートル	25,000,000	
150ミリメートル	83,000,000	

10～13 (略)

別表第4 (第43条関係)

1～5 (略)

6 豊能水道事業 (略)

7～13 (略)

第2条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第4 (第43条関係)	別表第4 (第43条関係)
1 藤井寺水道事業	1 藤井寺水道事業
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,100円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,800円 同 75ミリメートル以上 1件 5,400円	(4) 設計審査手数料 給水管の最大口径 50ミリメートル以下 1件 1,700円 同 75ミリメートル以上 1件 3,400円
(5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,800円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,500円 同 75ミリメートル以上 1件 7,600円	(5) 工事検査手数料 給水管の最大口径 50ミリメートル以下 1件 3,400円 同 75ミリメートル以上 1件 5,900円
(6) (略)	(6) 工事立会手数料 1箇所 3,000円
	(7) (略)

2 泉南水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,300円

同 30ミリメートル 1件 3,000円

同 40ミリメートル 1件 4,300円

(略)

同 75ミリメートル 1件 7,800円

同 100ミリメートル以上 1件 9,400円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 4,200円

同 30ミリメートル 1件 4,900円

同 40ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 6,900円

同 75ミリメートル以上 1件 11,100円

(6) (略)

3 四條畷水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 1,600円

同 25ミリメートル 1件 2,300円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,000円

同 75ミリメートル以上 1件 4,400円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,600円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,300円

同 75ミリメートル以上 1件 4,700円

(6) (略)

4 大阪狭山水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,000円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,700円

2 泉南水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計手数料

給水管の最大口径 30ミリメートル以下 1件 2,000円

同 40ミリメートル 1件 4,000円

同 50ミリメートル 1件 5,000円

同 75ミリメートル 1件 7,000円

同 100ミリメートル以上 1件 10,000円

(5) 設計審査手数料

給水管の最大口径 30ミリメートル以下 1件 2,000円

同 40ミリメートル 1件 4,000円

(略)

同 75ミリメートル 1件 7,000円

同 100ミリメートル以上 1件 10,000円

(6) 工事検査手数料

給水管の最大口径 30ミリメートル以下 1件 4,000円

同 40ミリメートル 1件 8,000円

同 50ミリメートル 1件 10,000円

同 75ミリメートル 1件 15,000円

同 100ミリメートル以上 1件 20,000円

(7) (略)

3 四條畷水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計手数料

ア 外部工事 (配水管から止水栓まで)

新設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下 1件 3,000円

同 同 25ミリメートル以上 1件 5,000円

増設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下 1件 3,000円

同 同 25ミリメートル以上 1件 5,000円

イ 内部工事 (止水栓以降の給水装置)

新設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下 1件 2,000円

同 同 25ミリメートル以上 1件 3,000円

増設 1件 1,500円

(5) 設計審査手数料

新設 給水管の最大口径 20ミリメートル以下 1件 1,000円

同 同 25ミリメートル以上 1件 2,000円

増設 1件 500円

(6) 工事検査手数料

一般用 1件 1,500円

臨時用 1件 500円

私設共有管 共有管の最大口径 50ミリメートル以下 1件 3,000円

同 同 75ミリメートル以上 1件 5,000円

補修を要する場合の再検査についても、それぞれ同額とする。

(7) (略)

4 大阪狭山水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の最大口径 50ミリメートル以下 1件 1,600円

<p>同 75ミリメートル以上 1件 5,200円</p> <p>(5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,700円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,400円 同 75ミリメートル以上 1件 7,900円</p> <p>(6) (略)</p>

5 阪南水道事業

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,000円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,700円 同 75ミリメートル以上 1件 4,100円</p> <p>(5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,600円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,300円 同 75ミリメートル以上 1件 4,700円</p> <p>(6) (略)</p>

6 豊能地域水道事業

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,000円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 5,100円 同 75ミリメートル以上 1件 9,400円</p> <p>(5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 4,200円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,900円 同 75ミリメートル以上 1件 6,300円</p> <p>(6) (略)</p>

7 忠岡水道事業

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,000円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 5,100円 同 75ミリメートル以上 1件 9,400円</p>

<p>同 75ミリメートル以上 1件 3,200円</p> <p>(5) 工事検査手数料 給水管の最大口径 50ミリメートル以下 1件 3,200円 同 75ミリメートル以上 1件 6,400円 <u>ただし、給水管の口径が13ミリメートルで口金1栓のみを追加する 場合の工事については、徴収しない。</u></p> <p>(6) (略)</p>

5 阪南水道事業

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計手数料 1件 1,500円 (ただし、工事設計額が50,000円以上のときは、当該工事設計額の100分の4に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。)</p> <p>(5) 設計審査手数料 1件 1,500円</p> <p>(6) 工事検査手数料 1件 1,500円</p> <p>(7) (略)</p>

6 豊能地域水道事業

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計手数料 工事設計額の100分の5に相当する額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</p> <p>(5) 設計審査手数料 給水管の最大口径 25ミリメートル以下 1件 4,000円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 6,000円 同 75ミリメートル以上 1件 10,000円</p> <p>(6) せん孔立会手数料 給水管の最大口径 25ミリメートル以下 1孔 3,000円 同 30ミリメートル以上40ミリメートル以下 1孔 4,500円 不断水せん孔 1孔 6,000円 切取分岐工事 1箇所 7,500円 <u>ただし、工事が勤務時間外の場合には5割増しとする。</u></p> <p>(7) 工事検査手数料 1件 4,000円 <u>ただし、水洗工事のみの場合は徴収しない。</u></p> <p>(8) (略)</p>

7 忠岡水道事業

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 給水管の最大口径 20ミリメートル以下 1件 5,000円 同 25ミリメートル 1件 7,500円 同 40ミリメートル 1件 10,000円 同 50ミリメートル 1件 12,500円 同 75ミリメートル以上 1件 15,000円 改造 1件 5,000円</p>

- (5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 4,800円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 6,900円
同 75ミリメートル以上 1件 11,100円

(6) (略)

8 熊取水道事業

(1)～(3) (略)

- (4) 設計審査手数料
給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 1,500円
同 25ミリメートル 1件 1,700円
同 30ミリメートル 1件 2,800円
同 40ミリメートル 1件 3,000円
同 50ミリメートル 1件 3,800円
同 75ミリメートル 1件 6,700円
同 100ミリメートル 1件 7,400円
同 150ミリメートル以上 1件 9,400円

- (5) 工事検査手数料
給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 2,400円
同 25ミリメートル 1件 2,700円
同 30ミリメートル 1件 3,900円
同 40ミリメートル 1件 4,300円
同 50ミリメートル 1件 5,400円
同 75ミリメートル 1件 9,100円
同 100ミリメートル 1件 10,100円
同 150ミリメートル以上 1件 11,100円

(6) (略)

9 田尻水道事業

(1)～(3) (略)

- (4) 設計審査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 1,200円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 1,900円
同 75ミリメートル以上 1件 3,400円

- (5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,000円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,700円
同 75ミリメートル以上 1件 4,100円

(6) (略)

10 岬水道事業

(1)～(3) (略)

- (4) 設計審査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 1,700円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,400円
同 75ミリメートル以上 1件 3,800円

- (5) 工事検査手数料
給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,300円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,000円
同 75ミリメートル以上 1件 4,400円

(6) (略)

11 太子水道事業

変更 変更後の口径による。

- (5) 工事検査手数料 設計審査手数料の規定による。

(6) 工事立会手数料 設計審査手数料の規定による。

(7) (略)

8 熊取水道事業

(1)～(3) (略)

- (4) 設計審査及び工事検査手数料
給水管の最大口径 20ミリメートル以下 1件 2,150円
同 25ミリメートル 1件 2,800円
同 30ミリメートル 1件 4,200円
同 40ミリメートル 1件 5,100円
同 50ミリメートル 1件 7,900円
同 75ミリメートル 1件 13,700円
同 100ミリメートル 1件 16,100円
同 150ミリメートル以上 1件 34,500円

(5) (略)

9 田尻水道事業

(1)～(3) (略)

- (4) 設計審査及び工事検査手数料 1件 1,000円

(5) (略)

10 岬水道事業

(1)～(3) (略)

- (4) 設計審査手数料 1件 1,050円

- (5) 工事検査手数料 1件 1,050円

(6) (略)

11 太子水道事業

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,000円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,700円 同 75ミリメートル以上 1件 5,100円</p> <p>(5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,600円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,300円 同 75ミリメートル以上 1件 5,700円</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 1件 3,000円</p> <p>(5) 工事検査手数料 1件 3,000円</p> <p>(6) (略)</p>
<p>12 河南水道事業</p>	<p>12 河南水道事業</p>
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,000円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,300円 同 75ミリメートル以上 1件 5,800円</p> <p>(5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,600円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,300円 同 75ミリメートル以上 1件 5,700円</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 1件 4,000円</p> <p>(5) 工事検査手数料 1件 3,000円</p> <p>(6) 制水弁操作手数料(勤務時間内) 1基 3,000円 (7) 制水弁操作手数料(勤務時間外) 1基 5,000円 (8) (略)</p>
<p>13 千早赤阪水道事業</p>	<p>13 千早赤阪水道事業</p>
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 1,300円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,000円 同 75ミリメートル以上 1件 3,400円</p> <p>(5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 1,900円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,600円 同 75ミリメートル以上 1件 4,000円</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 1件 500円</p> <p>(5) 工事検査手数料 1件 500円</p> <p>(6) 申込手数料 1件 500円 (7) 給水再開始、中止、給水装置廃止手数料 1件 2,000円 (8) (略)</p>

第3条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第4 (第43条関係)</p> <p>1 藤井寺水道事業</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,500円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,900円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,400円</u></p> <p>(5) 工事検査手数料</p>	<p>別表第4 (第43条関係)</p> <p>1 藤井寺水道事業</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,100円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>2,800円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,400円</u></p> <p>(5) 工事検査手数料</p>

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 4,300円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 5,700円
同 75ミリメートル以上 1件 9,300円

(6) (略)

2 泉南水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,600円
同 30ミリメートル 1件 4,000円
同 40ミリメートル 1件 4,700円

(略)

同 75ミリメートル 1件 8,600円

(略)

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 4,500円
同 30ミリメートル 1件 5,900円

(略)

(6) (略)

3 四條畷水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 2,300円
同 25ミリメートル 1件 2,600円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,000円
同 75ミリメートル以上 1件 6,900円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,700円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 5,100円
同 75ミリメートル以上 1件 7,900円

(6) (略)

4 大阪狭山水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,500円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,900円
同 75ミリメートル以上 1件 7,300円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 4,200円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 5,600円
同 75ミリメートル以上 1件 9,500円

(6) (略)

5 阪南水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,500円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,900円
同 75ミリメートル以上 1件 6,700円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,700円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 5,100円
同 75ミリメートル以上 1件 7,900円

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,800円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,500円
同 75ミリメートル以上 1件 7,600円

(6) (略)

2 泉南水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,300円
同 30ミリメートル 1件 3,000円
同 40ミリメートル 1件 4,300円

(略)

同 75ミリメートル 1件 7,800円

(略)

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 4,200円
同 30ミリメートル 1件 4,900円

(略)

(6) (略)

3 四條畷水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 1,600円
同 25ミリメートル 1件 2,300円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,000円
同 75ミリメートル以上 1件 4,400円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,600円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,300円
同 75ミリメートル以上 1件 4,700円

(6) (略)

4 大阪狭山水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,000円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,700円
同 75ミリメートル以上 1件 5,200円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,700円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,400円
同 75ミリメートル以上 1件 7,900円

(6) (略)

5 阪南水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,000円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,700円
同 75ミリメートル以上 1件 4,100円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,600円
同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,300円
同 75ミリメートル以上 1件 4,700円

(6) (略)

6 豊能地域水道事業

(1)～(4) (略)

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 4,500円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 5,900円

同 75ミリメートル以上 1件 8,700円

(6) (略)

7 (略)

8 熊取水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 2,200円

同 25ミリメートル 1件 2,300円

同 30ミリメートル 1件 3,900円

同 40ミリメートル 1件 4,000円

同 50ミリメートル 1件 4,400円

同 75ミリメートル 1件 8,000円

同 100ミリメートル 1件 8,400円

(略)

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 3,600円

同 25ミリメートル 1件 3,700円

同 30ミリメートル 1件 5,400円

同 40ミリメートル 1件 5,600円

同 50ミリメートル 1件 6,100円

同 75ミリメートル 1件 10,100円

同 100ミリメートル 1件 10,600円

(略)

(6) (略)

9 田尻水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,100円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,500円

同 75ミリメートル以上 1件 6,400円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,400円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,800円

同 75ミリメートル以上 1件 7,600円

(6) (略)

10 岬水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,300円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,700円

同 75ミリメートル以上 1件 6,600円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,500円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,900円

(6) (略)

6 豊能地域水道事業

(1)～(4) (略)

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 4,200円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 4,900円

同 75ミリメートル以上 1件 6,300円

(6) (略)

7 (略)

8 熊取水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 1,500円

同 25ミリメートル 1件 1,700円

同 30ミリメートル 1件 2,800円

同 40ミリメートル 1件 3,000円

同 50ミリメートル 1件 3,800円

同 75ミリメートル 1件 6,700円

同 100ミリメートル 1件 7,400円

(略)

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 20ミリメートル以下 1件 2,400円

同 25ミリメートル 1件 2,700円

同 30ミリメートル 1件 3,900円

同 40ミリメートル 1件 4,300円

同 50ミリメートル 1件 5,400円

同 75ミリメートル 1件 9,100円

同 100ミリメートル 1件 10,100円

(略)

(6) (略)

9 田尻水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 1,200円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 1,900円

同 75ミリメートル以上 1件 3,400円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,000円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,700円

同 75ミリメートル以上 1件 4,100円

(6) (略)

10 岬水道事業

(1)～(3) (略)

(4) 設計審査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 1,700円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 2,400円

同 75ミリメートル以上 1件 3,800円

(5) 工事検査手数料

給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 2,300円

同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 3,000円

同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,700円</u> (6) (略)	同 75ミリメートル以上 1件 <u>4,400円</u> (6) (略)
11 太子水道事業	11 太子水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 (略) 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,400円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,200円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,200円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>5,600円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>8,400円</u> (6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 (略) 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,700円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,100円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,600円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,300円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,700円</u> (6) (略)
12 河南水道事業	12 河南水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 (略) 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,700円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,600円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>4,200円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>5,600円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>8,400円</u> (6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 (略) 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,300円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,800円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,600円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,300円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>5,700円</u> (6) (略)
13 千早赤阪水道事業	13 千早赤阪水道事業
(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>2,100円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>3,500円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>6,400円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>3,300円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>4,700円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>7,500円</u> (6) (略)	(1)～(3) (略) (4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>1,300円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>2,000円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>3,400円</u> (5) 工事検査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 <u>1,900円</u> 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 <u>2,600円</u> 同 75ミリメートル以上 1件 <u>4,000円</u> (6) (略)

第4条 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第43条関係）

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件 10,000円
(2) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件 10,000円
(3) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料 1件 2,000円
(4) 設計審査手数料 給水管の口径 25ミリメートル以下 1件 3,000円 同 30ミリメートル以上50ミリメートル以下 1件 5,100円 同 75ミリメートル以上 1件 9,400円
(5) 工事検査手数料

給水管の口径	25ミリメートル以下	1件	4,800円
同	30ミリメートル以上50ミリメートル以下	1件	6,900円
同	75ミリメートル以上	1件	11,100円
(6) 証明手数料	1件	300円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年10月1日、第3条の規定は令和7年10月1日、第4条の規定は令和8年10月1日から施行する。

(能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置)

- 2 令和6年4月1日前に、廃止前の能勢町水道事業給水条例（平成18年能勢町条例第38号。以下「廃止前の町の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。
- 3 令和6年4月1日前にした行為に対する過料の適用については、なお廃止前の町の条例の例による。

(豊能地域水道事業のうち豊能郡能勢町の区域における料金等に関する経過措置)

- 4 豊能地域水道事業において、豊能郡能勢町の区域の令和6年4月分以前の月分として徴収する料金及び使用料に係る、第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例第26条第3項の規定の適用については、料金算定基礎額を附則別表第1に定めるところにより、使用料算定基礎額を附則別表第2に定めるところによりそれぞれ算定するものとする。

(手数料に関する経過措置)

- 5 この条例第2条から第4条までの規定による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例別表第4の各規定は、それぞれ第2条から第4条までの規定の各施行の日以後に申込みがなされた給水装置工事に係る設計審査及び工事検査の手数料に適用する。

附則別表第1（附則第4項関係）

豊能地域水道事業のうち豊能郡能勢町の区域

用途	メーターの口径	基本料金（1月につき）		超過料金（水量1立方メートル当たり1月につき）
		水量	金額	
一般用	13ミリメートル	8立方メートルまで	1,720円	基本料金の欄に掲げる各水量を超え30立方メートルまで210円
	20ミリメートル	12立方メートルまで	2,580円	
	25ミリメートル	15立方メートルまで	3,225円	
	30ミリメートル以上	20立方メートルまで	4,300円	

臨時用	—	水量1立方メートルにつき 572円
-----	---	-------------------

附則別表第2（附則第4項関係）

豊能地域水道事業のうち豊能郡能勢町の区域

メーターの口径	金額（1個1月につき）
13ミリメートル	円 96
20ミリメートル	191
25ミリメートル	286
30ミリメートル	477
40ミリメートル	762
50ミリメートル	953
75ミリメートル以上	1,429